

議案第53号

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） （1）～（5） 略 （6） 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（ <u>5歳以上</u> の者 にあつては、病院等に入院している者に限る。 ）	別表（ <u>第2条、第3条</u> 関係） （1）～（5） 略 （6） 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（ <u>4歳以上</u> の者 にあつては、病院等に入院している者に限る。 ）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。